

寄 附 行 為

財団法人いわて産業振興センター

財団法人いわて産業振興センター寄附行為

昭和61年9月1日制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人いわて産業振興センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県盛岡市飯岡新田3地割35番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を行い、もって県内産業の発展と活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業の経営及び技術に関する総合的相談及び調整を行うこと。
- (2) 企業が高度技術を開発し、又は利用するため必要な資金を金融機関から借り入れる場合における債務を保証すること。
- (3) 高度技術の開発又は利用に関する研修又は指導を行うこと。
- (4) 高度技術を利用した新たな事業の創出の促進に資する施設及び設備並びにこれらの使用方法に係る調査研究を行うこと。
- (5) 高度技術の開発を行い、及びその成果を普及し、又は高度技術の開発を行う者に対して当該開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- (6) 科学技術振興並びに新産業及び新技術創出を促進すること。
- (7) 地域技術の起業化推進を支援し、起業家に対して経営知識、戦略立案能力等に関する研修を行うこと。
- (8) 創造的な事業活動を行う中小企業に対して投資等を行うことにより資金調達の支援を行うこと。
- (9) 中小企業者に対して設備の貸与及び設備資金の貸付けを行うこと。
- (10) 下請取引のあっせん及び下請取引に関する苦情又は紛争の処理を行うこと。
- (11) 企業経営の方法又は技術に関する研修及び企業経営に関する診断又は助言を行うこと。
- (12) 企業経営に関する調査研究、情報の収集提供及び小売商業の活性化に係る支援を行うこと。
- (13) 地域資源を活用した産業の育成、ものづくり基盤を担う中小企業の育成及び中心市街地における新事業展開の取組みを支援すること。
- (14) 農商工連携による創業、起業又は経営の革新に関する事業またはそれらを支援する事業の取組みを支援すること。
- (15) 見本市、物産展等の開催及び参加による県産品の販路開拓の支援を行うこと。
- (16) 企業の海外進出及び貿易促進に関すること。
- (17) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

(業務方法書)

第5条 前条に掲げる事業の適正な運営を図るため、必要な事項について業務方法書を定めるものとする。

2 業務方法書は、理事長が作成し、理事会の議決を経た後、岩手県知事の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 資産は、基本財産、基金及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基金は、技術振興基金及び経営安定化基金の2種とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会でその基金に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産及び基金のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産等の処分の制限)

第9条 基本財産、技術振興基金及び経営安定化基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て、岩手県知事の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第13条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、当該会計年度終了後2箇月以内に理事会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第14条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、翌年度に繰り越し、又は理事会の議決を得て、その一部若しくは全部を基本財産若しくは基金に繰り入れるものとする。

(長期借入金)

第15条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第18条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事8人以上12人以内

(2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 理事及び監事は、評議員会において選任する。

4 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選により定める。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第19条 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(任期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 この法人に、評議員8人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について、審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 委員会

(委員会)

- 第34条 この法人に、第4条に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、委員会を置く。
- 2 委員会は、理事長が付議する事項について審議し、その結果を理事長に報告するものとする。
 - 3 委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第7章 事務局

(事務局)

- 第35条 この法人の事務を処理させるため事務局を置く。
- 2 事務局に、所要の職員を置く。
 - 3 職員の任免は、理事長が行う。
 - 4 事務局の組織及び運営並びに職員の任免に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第36条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えおかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 この法人が解散するときに存する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(委任)

第49条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第19条第2項から第4項までの規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第15条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(昭和62年12月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成2年3月26日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成5年3月31日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成6年3月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成8年5月17日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成9年12月1日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、岩手県知事の認可のあった日(平成12年4月1日)から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の施行の日(以下「施行日」という。)において役員及び評議員に就任する者は、変更後の寄附行為第18条第3項及び第32条第2項の規定にかかわらず、別表に定めるとおりとする。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成18年6月5日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成20年4月1日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成20年12月9日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成23年5月10日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、岩手県知事の認可のあった日(平成24年3月19日)から施行する。